



人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステムに係る助成金の見直しについて

厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課
建設・港湾対策室

人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステムに係る助成金の見直し概要

制度見直しの趣旨

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としており、助成金により普及促進に取り組んできた。

CCUSの技能者登録数は全国の建設技能者の半数を超え、普及が一定程度進んだことから、CCUSのレベルに応じた処遇改善を進めるため、次の段階として中小建設事業主を対象に、CCUSを活用した雇用管理改善の取組に対する支援を行う。

一方、未登録の技能者も一定数存在するため、技能者登録料等の手数料の支援については令和7年度に限り実施する。

CCUS等普及促進コース(R4~R6)

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、CCUSや建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の普及促進事業を行う建設事業主団体を支援する。

- ア. CCUS等登録促進事業
- イ. CCUS等登録手続支援事業
- ウ. 就業履歴蓄積促進事業

① 助成対象者

建設事業主団体

② 対象事業

- ア. 中小構成員等に技能者登録料等を助成する取組
- イ. 中小構成員等の手続きを支援する取組
- ウ. 中小構成員等におけるカードリーダー等の導入を促進する取組

③ 支給額

対象経費の2/3（中小以外の場合は1/2）

<支給上限額>

- 一事業年度あたり、全国団体：3,000万円
- 都道府県団体：2,000万円
- 地域団体：1,000万円

CCUS等活用促進コース(R7~)

雇用管理改善促進事業

技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として、中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。

① 助成対象者

中小建設事業主

※ 雇用管理改善を進める必要がある中小建設事業主に支援を重点化。

② 支給要件

- ア. 雇用する技能者全ての技能者登録が完了していること
- イ. レベル判定で昇格評価を受けた技能者の賃金を5%以上増加させていること（賃金改定の前後1年間で比較）

③ 支給額

レベル判定で昇格評価を受け、賃金を5%以上増加させた技能者の数×16万円

<支給上限> 一事業年度あたり、160万円（16万円×10人）

※ 各技能者について一つの昇格評価につき1回申請可。

普及促進事業 ※令和7年度限り

CCUS等普及促進コースのうち、「CCUS等登録促進事業」を継続したもの。
建設事業主団体が中小構成員等に対し、技能者登録料、レベル判定手数料等の全部または一部を補助する事業を支援する。

なお、①助成対象者、②対象事業、③支給額は従前と同様。

令和7年度 建設事業主等に対する助成金（建設キャリアアップシステム（CCUS）関連の助成金一覧）

- 1 (1) 中小建設事業主が技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を実施した場合に係る経費を助成
 (2) 建設事業主団体が中小構成員等に対しCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成（令和7年度創設）
- 2 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成（令和元年度創設）
- 3 建設事業主がCCUS技能登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成（時限措置を令和7年度も延長）

1 人材確保等支援助成金 （建設キャリアアップシステム等活用促進コース）

(1) 雇用管理改善促進事業

- ・ 助成対象者 中小建設事業主
- ・ 対象となる事業
技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的とした、CCUSを活用した雇用管理改善の事業
- ・ 支給要件
 ①雇用する技能者全ての技能者登録の完了
 ②レベル判定で昇格判定を受けた技能者の賃金を5%以上増加
- ・ 助成額
レベル判定で昇格判定を受け、賃金を5%以上増加させた技能者の数 × 16万円
- ・ 上限額（事業主ごと一年度あたり）
160万円（16万円 × 10人）

(2) 普及促進事業（令和7年度限り）

- ・ 助成対象者 建設事業主団体（※1）
- ・ 対象となる事業
建設事業主団体が、中小構成員等（※3）に対し事業者登録料（※）や技能者登録料、レベル判定手数料、見える化手数料を補助する事業
（※）原則、技能者登録と一体の場合に限る。
- ・ 助成額
建設事業主団体が負担した経費 × 助成率
- ・ 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2/3
上記以外の建設事業主団体 1/2
- ・ 上限額（団体ごと一年度あたり）
 全国団体 : 3,000万円
 都道府県団体 : 2,000万円
 地域団体 : 1,000万円

2 人材確保等支援助成金 （若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース）

- ・ 助成対象者 建設事業主団体（※1）
- ・ 対象となる事業
CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など建設労働者の評価・処遇制度の普及等に関する事業
- ・ 助成額
建設事業主団体が負担した経費 × 助成率
- ・ 助成率
中小建設事業主団体（※2） 2/3
上記以外の建設事業主団体 1/2
- ・ 上限額
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度（4/1～3/31）の上限額
 全国団体 : 3,000万円
 都道府県団体 : 2,000万円
 地域団体 : 1,000万円

- ※1 建設事業主団体 : 構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
- ※2 中小建設事業主団体 : 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が2/3以上の団体
- ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

3 人材開発支援助成金 （建設労働者技能実習コース）

- ・ 助成対象者 中小建設事業主
- ・ 対象となる技能実習
 ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育
 ○能開法による技能検定試験のための事前講習
 ○建設業則による登録基幹技能者講習
 ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関する講習 等
- ・ 賃金助成額単価
 ① 労働者数20人以下の中小建設事業主
 【通常】8,550円/人日
 ↓
 【CCUS登録者】9,405円/人日（1.1倍）
 ② 労働者数21人以上の中小建設事業主
 【通常】7,600円/人日
 ↓
 【CCUS登録者】8,360円/人日（1.1倍）
- ※ 令和元年度創設
 ※ 令和2年度単価改訂・時限措置延長
 ※ 令和3年度時限措置延長
 ※ 令和4年度時限措置延長
 ※ 令和5年度時限措置延長
 ※ 令和6年度時限措置延長
 ※ 令和7年度時限措置延長